国土審議会 水資源開発分科会 吉野川部会
議事次第

日　時 ： 平成21年6月19日（金）14:00 ～
場　所 ： 中央合同庁舎２号館低層棟共用会議室２ＡＢ

１．　開　会

２．　議　事
(1) 吉野川水系における水資源開発基本計画の中間評価について
(2) その他

３．　閉　会

吉野川部会　配付資料一覧

【Ⅰ 部会委員】

資料１　吉野川部会 委員名簿

【Ⅱ 前回部会説明事項の補足説明】

資料２　吉野川水系における降雨状況と施設の供給実力

【Ⅲ 吉野川部会における調査・審議取りまとめ】

資料３　吉野川部会における水資源開発基本計画中間評価について（案）

【Ⅳ 中間評価】

資料４　吉野川水系における水資源開発基本計画　中間評価書（案）

【参　　考】

- 〇 国土審議会委員名簿
- 〇 国土交通省設置法
- 〇 国土審議会令
- 〇 国土審議会運営規則
- 〇 水資源開発分科会における部会設置要綱
- 〇 水資源開発促進法
- 〇 水資源開発基本計画について
- 〇 水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成 13 年７月 総務省）
- 〇 吉野川水系における水資源開発基本計画（平成 14 年２月 国土交通省）

資料1

吉野川部会 委員名簿

（五十音順）

	氏　名	現　　　職	備考
特別委員	佐々木（ささき） 弘（ひろし）	神戸大学 名誉教授	
	槇村（まきむら） 久子（ひさこ）	京都女子大学現代社会学部　教授	
	◎ 丸山（まるやま） 利輔（としすけ）	石川県立大学 参与	
	○ 山本（やまもと） 和夫（かずお）	東京大学環境安全研究センター 教授	
専門委員	市原（いちはら） 四郎（しろう）		
	佐々木（ささき） 政則（まさのり）	川崎地質(株) 理事技師長	新任
	納田（のうだ） 孝彦（たかひこ）	四国建設コンサルタント(株) 執行役員理事	
	端野（はしの） 道夫（みちお）	徳島大学 名誉教授	
	三野（みつの） 徹（とおる）	鳥取環境大学 教授 （京都大学 名誉教授）	
	守田（もりた） 優（まさる）	芝浦工業大学工学部 教授	
	和田（わだ） 安彦（やすひこ）	関西大学先端科学技術推進機構	

（計11名）　　（◎：部会長、○：部会長代理）

資料２

吉野川水系における降雨傾向と施設の供給実力
（前回部会資料の時点修正）

本資料は、前回吉野川部会 資料４のうち、吉野川水系における降雨の傾向と施設の供給実力を示した参考グラフ（同資料 ｐ２）について、対象期間を最新データ（Ｈ２０）まで延伸し、併せて、近年２０年間（H 元～20）における供給実力データに時点修正を行うものである。

また、吉野川水系における安定供給可能量について、現行フルプラン策定時に検討された期間（S53～H10）と近年２０年間（H 元～20）とを比較すると、以下の表のとおりとなる。

水供給施設の実力低下（吉野川）

（単位：m3/s）

		ダム計画時	近年 4/20	近年 2/20	近年最大
現行フルプラン策定時の安定供給可能量		26.6 (S23)	24.8 (S63)	―	18.9 (H6)
最新のデータによる安定供給可能量		同上	22.5 (H7)	17.2 (H17)	15.6 (H20)
	うち早明浦ダム供給可能量	15.1 (S23)	11.9 (H7)	7.4 (H17)	6.3 (H20)

本資料からは以下の状況が読み取れる。

○ 吉野川水系の安定供給可能量は、現行フルプラン策定時に検討された期間（S53～H10）と近年２０年間（H 元～20）とを比較すると、近年４／２０の渇水年と既往最大渇水年のいずれについても、近年２０年間における供給可能量が低下している。

○ 早明浦ダムについては、開発水量（S23 計画値、15.1m3/s）と比べ、既往最大の渇水時（H20、6.3m3/s）における安定供給可能量は、約４２％に低減している（6.3／15.1 ≒ 41.7）。

【参考】吉野川水系における降雨傾向（施設の供給実力の低下）

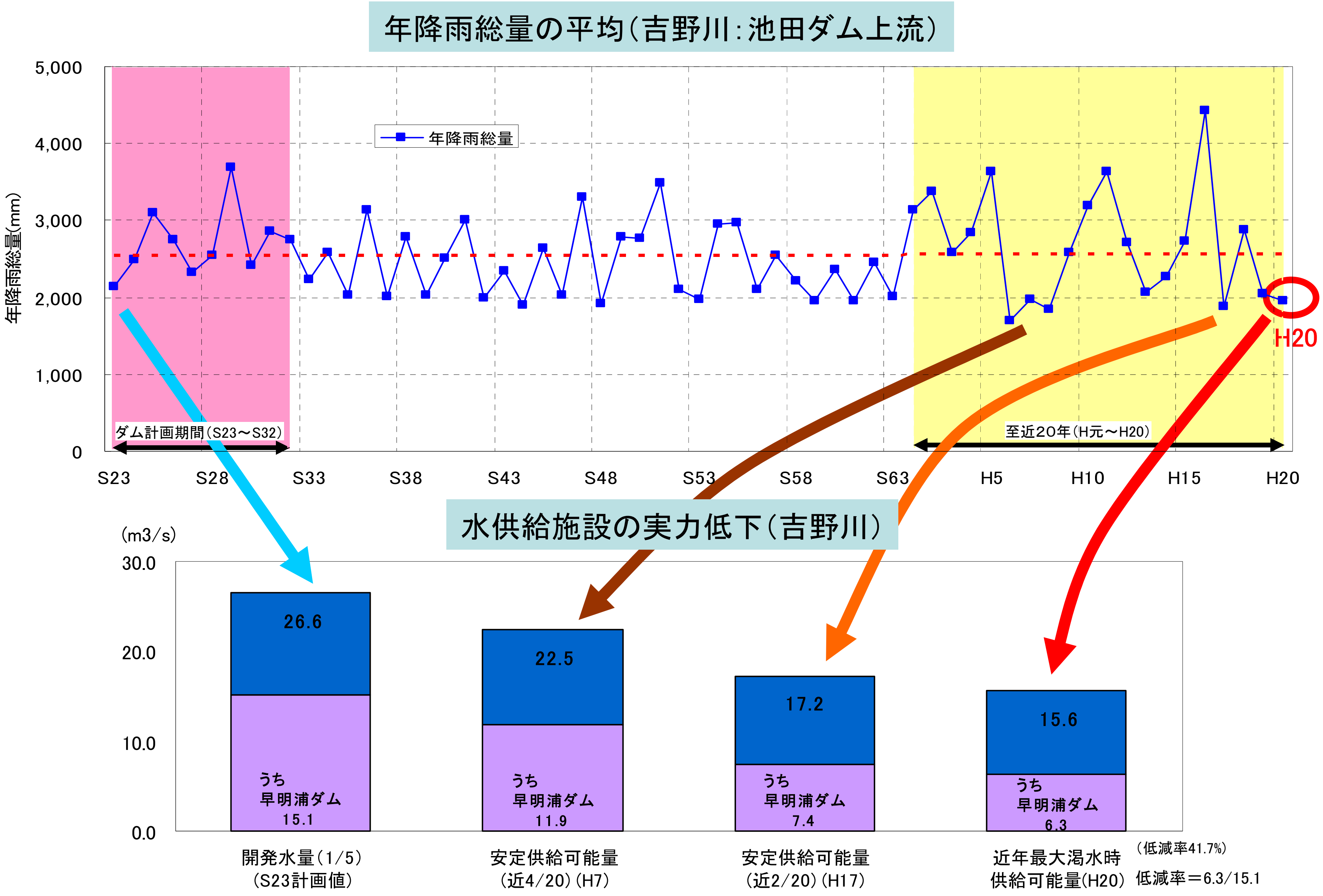

（注）（独）水資源機構等の資料を基に作成

資料３

吉野川水系における水資源開発基本計画中間評価について

国土審議会水資源開発分科会吉野川部会

１　はじめに

水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）は、水資源開発促進法に基づき、指定された水資源開発水系において、おおむね10年から15年程度先を目標年度とし、①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項を定めた計画である。

国土交通省では、的確なフルプランを策定するとともに、その一層の透明性を図る観点から、水の需給計画を策定（フルプランの全部変更）してからおおむね5年を目途に計画の達成度について点検（中間評価）を行うこととしている。

吉野川水系フルプランは、平成14年2月に全部変更が行われ、おおむね5年を経過したことから、当部会において、平成20年6月から3回にわたり、その中間評価に関する調査・審議を行った。

計画の達成度の点検については、①需給計画の状況、②建設事業の進捗状況と効果、③その他重要事項の達成状況等、の各事項について、吉野川水系フルプラン策定以降に全部変更が行われた他水系のフルプランの考え方と比較しながら行い、流域に固有の課題の洗い出し等を行い、総合的に評価し、計画の変更の必要性及び緊急性の判断を行った。

２　吉野川水系の水資源開発の経過及び利用の概況

四国は、四国山地を挟んで北側は年間降水量が1500mmにも満たない少雨域で、反対に南側は年間降水量が3000mmを超える多雨域であるという特性がある。そのため、北側では水不足に悩まされ、南側では洪水に悩まされてきた歴史がある。

水資源開発という観点からは、ため池による水源の確保が図られてきたが十分なものではなく、恒常的な水不足を解消するために、水量豊富な吉野川

水系の水を水資源に恵まれない地域に分水するという考え方は古くからあった。明治時代になって、穴内川の水を国分川へ送る穴内川分水や銅山川の水を国領川に送る別子分水など、かんがいや発電のための分水が始った。

その後、戦後の復興期を経て、昭和 30 年代に入り、四国 4 県等関係機関の協力のもと調整が進められ、吉野川を治水、利水の両面から四国全域で総合的に利用するための吉野川総合開発が計画され、早明浦ダムを始め、新宮ダム、池田ダム、旧吉野川河口堰の建設が行われるとともに、それらの施設で確保された水資源を各地域に分水し、利用するための、高知分水、愛媛分水、香川用水や吉野川北岸用水等の施設の整備が進められた。さらに富郷ダムも建設され、現在の水利用の形態となっている。

吉野川総合開発による新規開発水量（都市用水・農業用水）は年間約 9 億 2200 万ｍ3 であり、その利用割合を県別で見ると、徳島県が約 44.5%（約 4 億 1000 万ｍ3)、香川県が約 26.8%（約 2 億 4700 万ｍ3)、愛媛県が約 24.5%（約 2 億 2600 万ｍ3)、高知県が約 4.2%（約 3900 万ｍ3）となっている。また、このほかに、河川維持用水及び既得用水として年間約 8 億 900 万ｍ3 の補給水量がある。

３　現行フルプランの概要と特徴

３－１　現行フルプランの概要

①目標年度

平成 22 年度を目途としている。

②対象地域（フルプランエリア）

対象地域については、水道用水、工業用水、農業用水のいずれかについて、指定水系である吉野川水系からの供給を受ける地域とする。

③需要の見通し

都市用水については、目標年度である平成 22 年度における吉野川水系に依存する都市用水の需要想定は、水道用水約 10m3/s、工業用水約 12m3/s、合計約 22m3/s である。これらは、平成 10 年度の取水実績に対してそれぞれ、約 30%、約 51%、約 41%の増加を見込んでいる。なお、吉野川水系における水資源開発基本計画説明資料（以下、「説明資料」という。）において、フルプランエリアの水需要の総量及びその内訳として吉野川水系に依存する水量と他水系（吉野川水系外の水系）に依存する水量についての需要の見通し（需要想定）を示している。

農業用水については、吉野川水系に依存する水量の増加は見込まれて

いない。

④供給の目標

供給目標については、これらの水需要に対し、降雨状況の変化等地域の特性に応じた安定的な水利用を可能にすることとしている。ただし、現行フルプランは、説明資料においても、吉野川水系外の水源（自己水源）からの供給量については示していない。

⑤供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

農業用水、水道用水及び工業用水を供給する香川用水施設の構造物劣化等に対処するとともに、厳しい渇水時においても安定的に水道用水を供給するための調整池の建設を行う香川用水施設緊急改築事業を継続実施（予定工期：平成11年度～20年度）することとしている。

⑥その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

吉野川水系の実情に鑑み、過去の吉野川水系フルプランに記載されていた「水資源開発及び利用を進めるに当たっての水源地域の開発・整備」、「既存水利・水産資源の保護」、「水利用の合理化」、「水質及び自然環境の保全等に配慮」に加え、供給の目標を「地域の特性に応じた安定的な水利用を可能とする」としたことに関連して、これまでに供給が可能とされた都市用水の水量（約27m3/s）が平成6年（現行フルプラン策定時点での既往最大の渇水年）において年間を通じて安定的に供給可能な水量に換算すると約 19m3/s に相当していることを明記したほか、新たに下記の事項を記載している。

・水利用の安定性を確保するために、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずること。
・水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理に努めること。
・流域単位での健全な水循環系の構築への配慮
・用途間転用等による既存水利の有効適切な利用
・渇水に対する適正な安全性確保のための既存施設の有効活用や雨水利用等についての総合的な検討、具体化
・吉野川を四国４県のかけがえのない財産として大切にし、その恵みを未来に引き継ぐことを基本理念として明記

３－２　現行フルプランの主な特徴（利水の安定性の考え方の導入）

過去のフルプランでは、新規需要に対処するため、ダム等の水資源開発施設の基準年における開発水量を供給の目標として設定していた。現行フルプランでは、「これらの水の需要に対し、降雨状況の変化等地域

の特性に応じた安定的な水利用を可能にすること」とする供給の目標を設定し、単に需要に見合う開発を行うことを目標とするのではなく、利水の安定性を確保することに目標が切り替えられた（上記３－１④）。これは、吉野川水系以降に全部変更が行われた他水系のフルプランにおける供給の目標の設定に先鞭をつける考え方である。

このように、現行フルプランは新しい考え方を導入したものの、本文においては安定供給可能量（4/20）の記載はなく、説明資料に記載されているのみである。また、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」において、既往最大級の渇水年である平成６年における安定供給可能量を示している（上記３－１⑥）。

なお、吉野川水系以降に全部変更が行われた他水系のフルプランでは、近年 2/20 の安定供給可能量を、説明資料だけでなくフルプラン本文にも記載しており、安定供給可能量という考え方がより明確になっている。

４　現行フルプランの達成度の点検・評価と流域に固有の課題の洗出し

４－１　需給計画の状況

現行フルプランでは、農業用水については、「この水系に依存する水量の増加は見込まれない」とされていることから、ここでは、都市用水（水道用水及び工業用水）の需給状況について点検を行った。

（１）需要について

現行フルプランは、検討期間（昭和 53 年度～平成 10 年度）の取水実績をもとに、目標年度である平成 22 年度の需要見通しの推計（需要想定）を行っており、説明資料には、フルプランエリアの都市用水の総量を約 28.1m3/s（うち、吉野川水系依存量は約 21.5m3/s）と記載している（表－１を参照）。

表－１　用途別需要想定

（単位：m3/s）

	水道用水	工業用水道	都市用水 計
総量	15.38	12.70	28.08
他水系依存量	5.41	1.13	6.54
吉野川水系依存量	9.97	11.57	21.54

なお、本フルプランエリアにおいては、吉野川水系以外の水源（自己水源）に依存する割合が比較的高いことから、需給の状況については、自己水源依存量も含めて評価する必要がある。そのため、需要の状況は、フルプランエリアの都市用水の総量で評価した。

この中間評価では、需要想定の点検については、現行フルプラン策定時の検討期間の終期である平成 10 年度の実績と、それ以降の取水実績（点検時の最新データである平成 17 年度までの実績）を対比することで、現行フルプラン策定後の需要の動向を把握するとともに、その動向を踏まえた平成 22 年度の需要見通しについての調査・審議を行った。

その結果、フルプランエリアの都市用水の総量では、平成 10 年度以降の実績はほぼ横ばいであった（平成 10 年度は 20.4m3/s、平成 17 年度は 20.9m3/s）。また、この需要動向を踏まえ、今後の社会・経済動向に大きな変化は無いという前提をおくとすると、平成 22 年度の需要見通しは、平成 17 年度実績と同程度（現行フルプラン需要想定の約 74%）になると推定される（図－１を参照）。

なお、平成 10 年度～17 年度の需要動向を用途別にみると、次のとおりである。

・水道用水（４県合計）では、平成 10 年度以降の実績はほぼ横ばい又は微減傾向であった（平成 10 年度は 12.4m3/s、平成 17 年度は 11.6m3/s）。これは、一人一日平均給水量の伸びが想定を下回っていることに加え、給水人口の伸びが想定より若干下回ったこと等により、需要想定と実績が相違したものと考えられる。

　また、この需要動向を踏まえ、今後の社会・経済動向に大きな変化は無いという前提をおくとすると、平成 22 年度の需要見通しは、平成 17 年度実績と同程度（現行フルプラン需要想定の約 75%）になると考えられる。

・工業用水（４県合計）では、平成 10 年度以降の実績は、平成 13 年度に約 1.3m3/s 増加し、その後はほぼ横ばいであった（平成 10 年度は 8.0m3/s、平成 17 年度は 9.3m3/s）。これは、工業出荷額の伸びが想定を下回ったこと等により、需要想定と実績が相違したものと考えられる。

　また、この需要動向を踏まえ、今後の社会・経済動向に大きな変化は無いという前提をおくとすると、平成 22 年度の需要見通しは、平成 17 年度実績と同程度（現行フルプラン需要想定の約 73%）になると考えられる。

1．フルプランエリア計（4県合計）

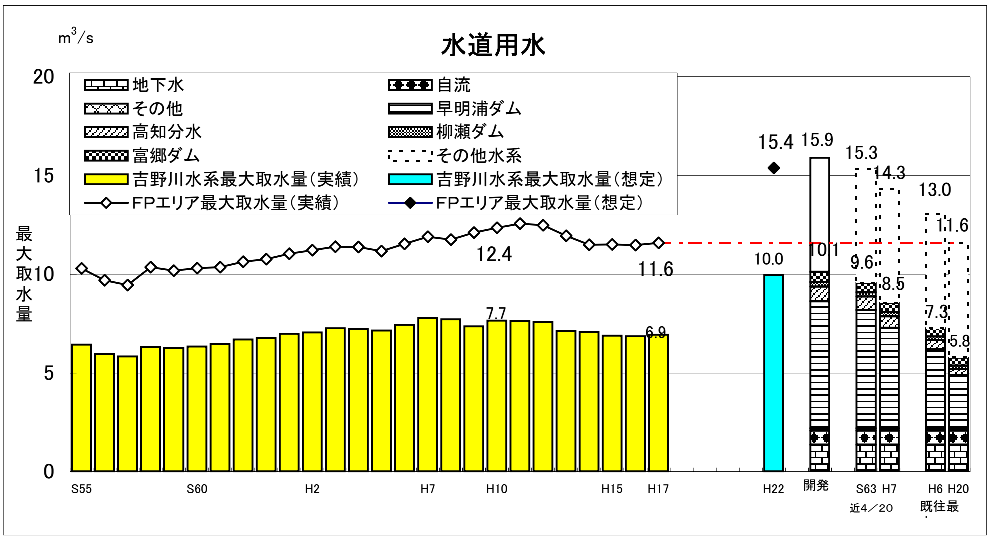

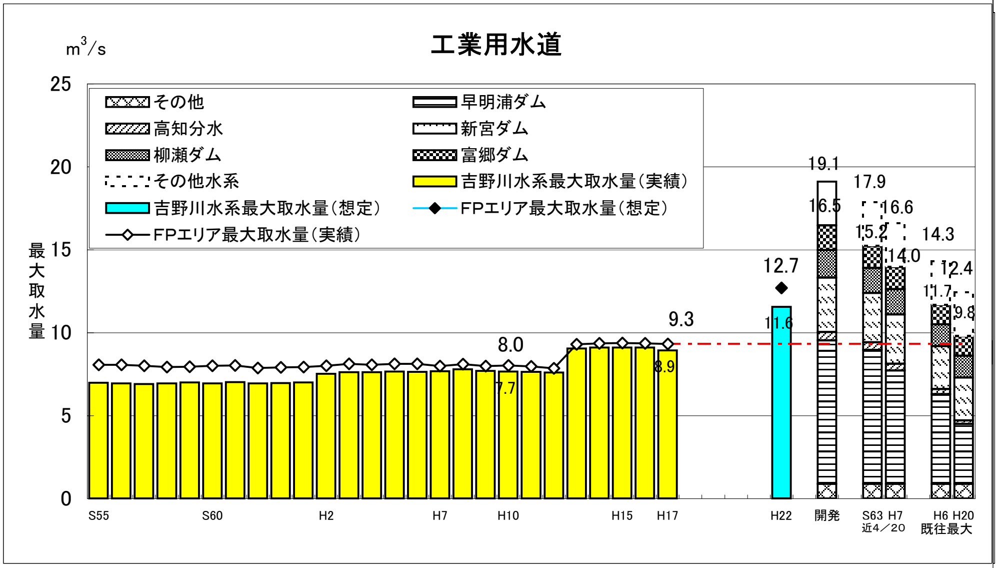

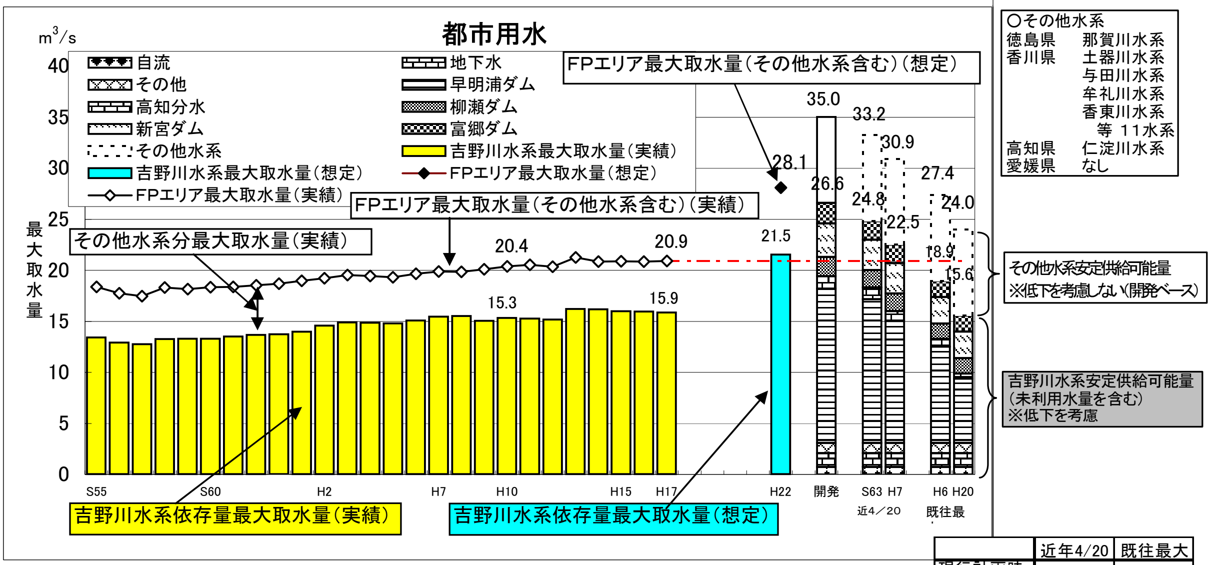

	近年4/20	既往最大
現行計画時（S53～H10）	昭和63年	平成6年
現時点（H1～H20）	平成7年	平成20年

注）実績値は、平成19年度需要実績調査による。
注）簡易水道は含まない。小規模事業所は実績は含まないが、想定値は含む。
注）その他水系については、安定供給可能量の低下を考慮していない。
注）地下水、他河川、その他取水を含む。

図－1　吉野川水系フルプランエリアにおける需要実績・想定値と供給可能量

（２）供給について

現行フルプランでは、供給目標を達成するため必要な施設（以下、「供給施設」という。）の新たな建設は位置付けられておらず、供給施設は、過去のフルプランで全て手当済みとなっている（早明浦ダム、富郷ダム等）。

吉野川水系では、近年の降雨状況等の変化（年降水量の変動幅の拡大、夏季の降雨量が減少）により、ダム計画時及び現行フルプラン策定時と比べて、供給施設の水の供給能力が低下してきている（表－２及び図－２を参照）。

例えば、現行フルプラン策定時（昭和 53 年～平成 10 年）の 4/20 供給可能量は、約 24.8m3/s であったが、最新のデータ（平成元年～平成 20 年）による 4/20 供給可能量は、約 22.5m3/s であり、１割程度減少している。また、この水系の核となる供給施設である早明浦ダムについては、昭和 23 年を基準年として、1/5 の利水安全度で計画されており、ダム計画時には、都市用水として 15.1m3/s の供給能力を有するものとされていた。早明浦ダムの供給可能量を見てみると、近年 20 年間（平成元年～平成 20 年）で 4 番目に厳しい渇水年（平成 7 年）においては 11.9m3/s（21%減少）、同じく 2 番目の渇水年（平成 17 年）では 7.4m3/s（51%減少）、近年最大の渇水年（平成 20 年）では 6.3m3/s（58%減少）にまで供給可能量が減少している。

なお、吉野川水系における定量的な分析は行われていないが、実際の供給可能量の減少には、近年の降雨状況等の変化だけでなく、流域の森林の蒸発散量の増加が影響しているという指摘もある。

表－２　水源施設の実力低下

（単位：m3／s）

	ダム計画時	近年 4/20	近年 2/20	近年最大
現行フルプラン策定時の安定供給可能量	26．6 （昭和 23 年）	24．8 （昭和 63 年）	－	18．9 （平成 6 年）
最新のデータによる安定供給可能量	同上	22．5 （平成 7 年）	17．2 （平成 17 年）	15．6 （平成 20 年）
うち早明浦ダム供給可能量	15．1 （昭和 23 年）	11．9 （平成 7 年）	7．4 （平成 17 年）	6．3 （平成 20 年）

※安定供給可能量は、降雨量や河川流況をもとにシミュレーションして算出したもので、吉野川水系の水源（ダム、自流、地下水）による供給可能量であり、吉野川水系以外の水源（自己水源）は含まない。

※近年最大、近年 2/20、近年 4/20 は、現行フルプラン策定時は昭和 53 年～平成 10 年の、最新データでは平成元年～平成 20 年の 20 年間でそれぞれ、1 番目、2 番目、4 番目に厳しい渇水年。

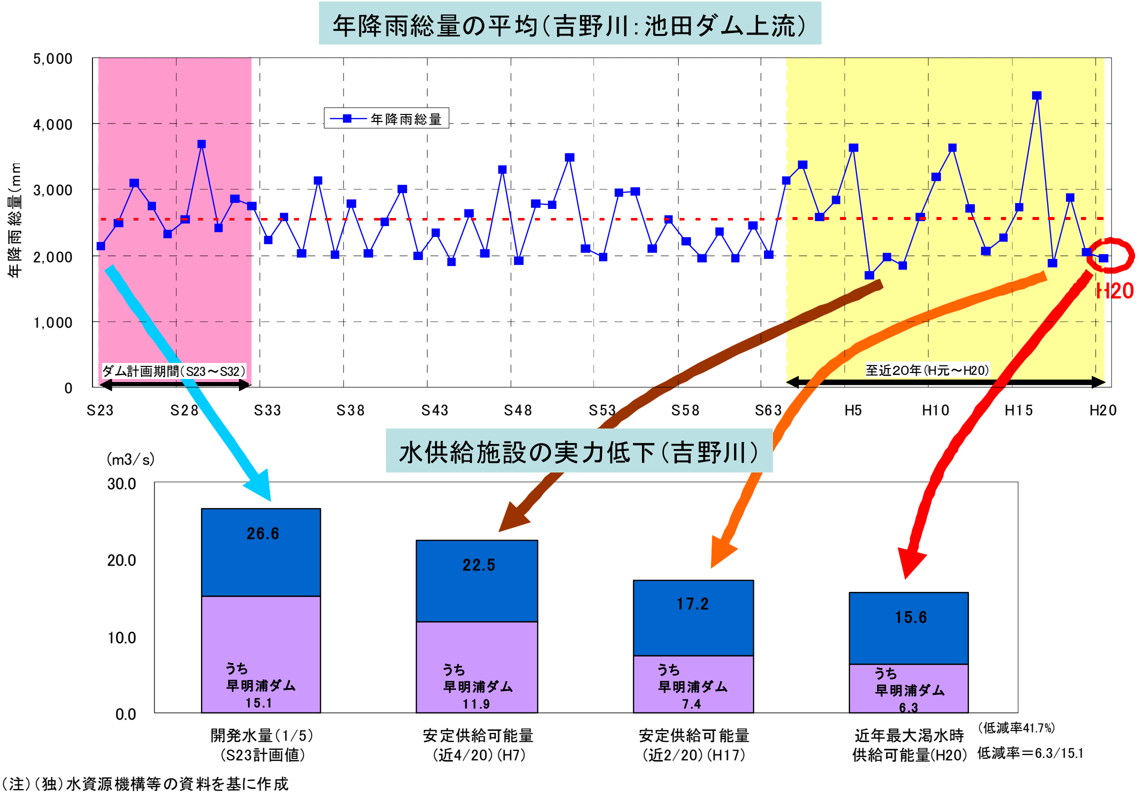

図－２　吉野川水系における降雨傾向と施設の供給実力の低下

（３）需給バランスについて

需給バランスを点検するには、フルプランエリアにおける需要と供給の全体像を把握する必要がある。需要については、フルプランエリア全体の需要動向が把握できている。一方、供給については、後述のとおり、吉野川水系の水資源開発施設については実力低下後の供給可能量を把握しているが、自己水源についてはその供給可能量が十分に把握できていないため、フルプランエリアにおける需給バランスについては、現時点においては評価が難しい状況にある。

仮に需要実績データを把握している期間（昭和 53 年度～平成 17 年度）の既往最大の渇水年（平成 17 年）における、自己水源の供給可能量の低減率を早明浦ダムの供給可能量の低減率と同程度と考えた場合、既往最大の渇水時には実需要量 20.9m3/s に対し供給量 20.8m3/s となり、供給量が需要量を下回る結果となる。

また、工業用水において、水源開発されたものの実際には使用されていない未利用水がある。

①自己水源の評価

吉野川水系のフルプランエリアでは、吉野川総合開発により建設された施設からの分水により、吉野川水系外の地域に広く水が供給されているが、こうした地域では、分水のほか、吉野川水系外の水源（自己水源）に多くを依存している実態がある。各県のデータ等をもとに算出すると、フルプランエリア全体では、供給量の約４分の１が自己水源から供給されており、特に、香川県においては、供給量の約半分が自己水源から供給されている。自己水源への依存率は、フルプラン水系の中では筑後川水系（５割）に次いで高くなっていると考えられる。

このため、フルプランエリアにおける需給バランスを点検するためには、自己水源についても、近年の降雨状況の変化等を踏まえた供給実力を的確に把握する必要があるが、吉野川水系の水資源開発施設とは異なり、自己水源については、十分なデータが公表されていないこと等から、実力低下が起きていることは想像されつつも、どの程度の実力低下が起きているのか明らかになっていない。

今後は、自己水源の安定供給能力の評価を行い、フルプランエリア全体についての供給能力の評価を行うことが求められる。

②未利用水

吉野川水系においては、工業用水に関して、早明浦ダムにより水源開発されたものの未だ利用されておらず、将来の水需要発生への備えとして確保されている、いわゆる未利用水がある。

徳島県では、現行フルプラン策定時に、工業用水供給水量の一部（8.35m3/s のうち 0.32m3/s）を水道用水の供給水量に転用した経過があるが、現在、早明浦ダムに確保されている工業用水供給水量 8.03m3/s のうち 6m3/s が未利用水となっている。また、高知県においても、高知分水により確保されている工業用水供給水量 0.5m3/s の全量が未利用水となっている。

これらの未利用水については、水利用の合理化と有効活用という観点から、扱いを検討していく必要がある。その際、未利用水に関しては、一定の効果を有しているという考えもあることも考慮しながら、地域の実情を踏まえた他用途への転用など有効活用についても併せて検討すべきである。

（４）渇水の状況について

吉野川水系では、早明浦ダムの管理開始から昨年までの 34 年の間に累計で 23 回の取水制限が行われている。

現行フルプラン策定時の検討期間（昭和 53 年度～平成 10 年度）以降では、平成 11～14 年、平成 17 年、平成 19 年、平成 20 年の７ヵ年において７回の取水制限が実施され、特に、平成 6 年、平成 17 年、平成 20 年は、ダムの利水容量が空になるなど、厳しい渇水が頻発している。また、この中間評価を行った平成 20 年は、それまで最大の渇水年であった平成 17 年を上回り、供給可能量の低下が既往最大の規模となっている。

このように、吉野川水系では度重なる渇水を経験し、その対策においても、各地域での経験を生かし、被害軽減のための対策が採られている。

例えば、平成 6 年の大渇水の際には、水源の温存を第一とし、時間給水（断水）に踏み切った地域があったが、断水の前に風呂に貯め込んだ水が有効に使われなかったり、復旧後に水道管が破裂するなど、結果として必ずしも断水が有効な手段ではないことも判明した。これらの経験を踏まえ、平成 17 年の渇水時には、断水を避けるべく減圧給水を行ったり、地域間での自己水源の状況を踏まえた水の融通が行われるなどの対策により、社会生活への影響を抑えることができた（平成 20 年、平成 17 年及び平成 6 年の香川県の渇水対応状況等については、表－３を参照。この他に各県に

おいても渇水被害軽減のための対策を実施している）。

さらに、住民の節水意識の向上や節水機器の普及もあり、この地域における渇水対策は、各関係者の努力と住民の協力により、ソフト、ハード両面で充実が図られている。

表－３　「平成20年渇水」、「平成17年渇水」、「平成6年渇水」の比較

比較項目			平成20年夏渇水	平成17年夏渇水	平成6年度渇水
早明浦ダムの状況	取水制限開始日		7月25日	6月16日	6月29日
	取水制限解除日		11月25日	9月6日	11月14日
	渇水進行		56日でダムパンク（8月31日）	61日でダムパンク（8月19日、9月1日）	65日でダムパンク（7月24日）
	取水制限期間		124日（一次解除を除くと100日）	84日（一次解除を除くと74日）	123日（一次解除を除くと116日）
	取水制限率別日数（新規用水）	20%	38日	7日	－
		30%	4日	－	66日
		35%	9日	25日	－
		50%	9日	16日	16日
		60%	20日	－	24日
		75%	－	20日	9日
		100%	20日	6日	1日
	渇水指標（新規用水）		約4，800％日	約3，900％日	約5，000％日
	節水総量		約5，000万m3	約11，000万m3	約15，000万m3
	無節水運用の場合の早明浦ダムの最大不足量		約10，800万m3	約10，600万m3	約8，300万m3
給水制限状況	香川県	時間給水影響人口	0人	0人	552，126人
		夜間断水影響人口	0人	24，250人	204，406人
		減圧給水影響人口	704，974人	780，801人	60，549人
	高松市	時間給水日数	0日	0日	37日
		夜間断水日数	0日	3日	30日
		減圧日数	124日	77日	71日
		給水制限延べ日数	124日	80日	138日
自己水源状況	香川県	ダムの貯水量	約1,100万m3　（9月上旬）	約1,100万m3　（7月上旬）	約230万m3　（9月上旬）
		府中ダム（工水）の貯水量	約440万m3　（9月中旬）	約560万m3　（9月上旬）	約160万m3　（9月下旬）
		ため池の貯水量	約8,800万m3　（9月上旬）	約7,900万m3　（7月上旬）	約3,500万m3　（9月上旬）
		渇水中の降雨	9／13～21　105．5mmの降雨	7／2より178．5mmの降雨	7／25より20mmの降雨
渇水対応	ダム管理者（国土交通省、（独）水資源機構、香川県）		ダム情報等をインターネットでリアルタイムで提供	ダム情報等をインターネットでリアルタイムで提供	
			池田ダムで貯留しなければ無効な放流となる、早明浦ダム下流から池田ダム上流間での降雨による流出を、池田ダムへ一時貯留（池田ダムは一時的に常時満水位を越えて運用）（（独）水資源機構、徳島県）	池田ダムで貯留しなければ無効な放流となる、早明浦ダム下流から池田ダム上流間での降雨による流出を、池田ダムへ一時貯留（池田ダムは一時的に常時満水位を越えて運用）（（独）水資源機構、徳島県）	施設管理規程に基づき管理
			利水者に対し、節水依頼文書を送付（県内ダム：計4回）（香川県）		
	香川県	用途間調整	香川用水において、農業用水及び工業用水の制限率を高め、上水の制限率を緩和	香川用水において、農業用水及び工業用水の制限率を高め、上水の制限率を緩和	香川用水において、農業用水及び工業用水の制限率を高め、上水の制限率を緩和
		市町村間水融通	上水（香川用水）については、自己水源の状況と節水目標に応じて傾斜配分	上水（香川用水）については、自己水源の状況と節水目標に応じて傾斜配分	平常時における香川用水依存率に応じ配分
	高松市	渇水対策方針	平成17年渇水と同様、できるだけ減圧給水を維持する	平成6年渇水時、断水からの送水再開後の濁水や、風呂桶へのため置きにより、結果的に効果的な節水が得られなかったことへの反省から、出来る限り断水を回避し、減圧給水を維持する	水源温存を最優先とし、断水もやむを得ず実施する
		臨時給水所	20箇所に設置したが結果的にほとんど利用されず	準備するも使用せず	37ヶ所、34日間で約7万人に2万m3を給水
発電専用容量の状況	発電事業者		発電専用容量からの緊急放流 約620万m3	発電専用容量からの緊急放流 約130万m3	発電専用容量からの緊急放流 約30万m3
一般市民、マスコミ等の対応			減圧給水のため生活様式や社会経済活動は平常と大きく変わらず	減圧給水のため生活様式や社会経済活動は平常と大きく変わらず	断水のため生活様式や社会経済活動の変更が余儀なくされる
			発電専用容量の緊急放流が報道された事等により冷静に対処	減圧給水方針が報道された事等により冷静に対処	マスコミも未知に遭遇したため、センセーショナルな報道が目立つ。（昭和48年高松砂漠の再来とパニック状態）

注）給水制限状況、自己水源状況については、香川県の事例を、渇水対応については、ダム管理者及び香川県の事例を記載した。
注）「渇水指標」とは、毎日の節水率を合計したもの（不足％・日）をいう。
注）「時間給水影響人口」とは、最渇水時に時間給水を実施している市町（エリア）の給水人口を合計したものをいう。
注）「夜間断水影響人口」とは、最渇水時に夜間断水を実施している市町（エリア）の給水人口を合計したものをいう。
注）「減圧給水影響人口」とは、最渇水時に減圧給水を実施している市町（エリア）の給水人口を合計したものをいう。

４－２　建設事業の進捗状況と効果

（１）事業の概要

現行フルプランに基づき実施されている事業は、香川用水施設緊急改築事業（以下、「本事業」という。）のみである。

香川用水は、吉野川総合開発計画の一環として実施されたもので、讃岐平野の農地に対して必要な農業用水の補給並びに香川県の水道用水及び工業用水の供給を行うことを目的として、昭和 43 年度から建設が行われ、昭和 50 年度から管理を開始し、香川県のほぼ全域に農業用水、水道用水及び工業用水を供給する香川県最大のライフラインとなっている。

本事業は、（独）水資源機構が事業主体となり、香川用水施設について、緊急に対策が必要な水路施設などを改築するとともに、併設水路の設置及び操作設備等の更新のほか、渇水の影響の軽減を目指して新たに水道専用調整池の建設を行うものである（次頁を参照）。

【香川用水施設緊急改築事業の概要】

全体図と水路改築概要図

水路改築概要図

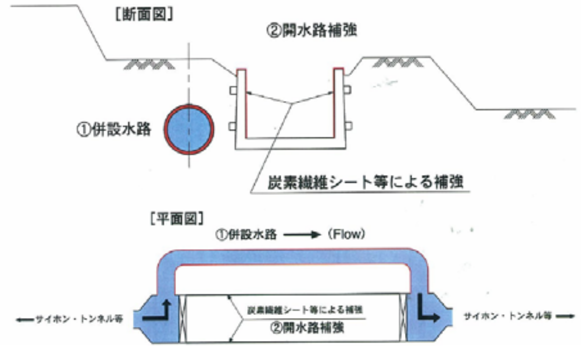

調整池写真

調整池の諸元

位置	香川県三豊市山本町・財田町	
貯水池 （宝山湖）	流域面積	0.63 ㎢
	総貯水量	3,070,000 ㎥
	有効貯水量	3,050,000 ㎥
堤体	形式	傾斜遮水ゾーン型フィルダム
	堤高	25.0m
	堤頂長	663.0m

堤体標準断面図

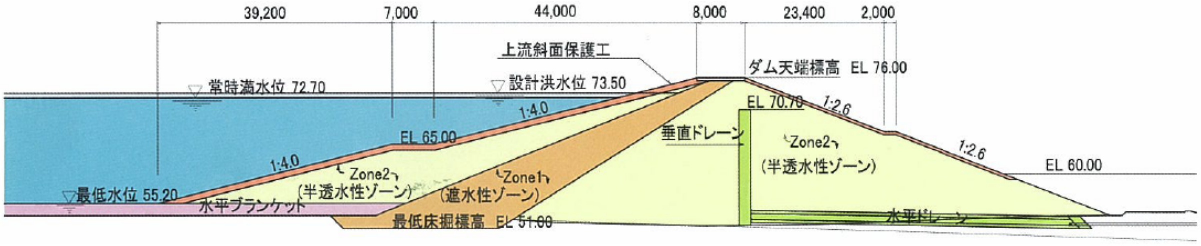

（２）事業の進捗状況

本事業は、平成 11 年度の着工以来、水路施設の改築を進め、平成 17 年度に水路施設の改築を完了している。また、水道専用施設である調整池については、平成 16 年度に調整池本体工事に着手、平成 20 年 9 月から試験湛水を開始し、平成 21 年 3 月に試験湛水を終了し、予定どおり平成 20 年度に完了した。

（３）事業の効果

本事業の実施により、水路施設に関しては、以下に示すような効果が発現している。

①併設水路の設置による事故時等の供給安定性の向上
②コンクリートのひび割れ防止対策による施設の長寿命化
③取水工自動除塵機改良による取水可能水位幅の拡大
④水管理システムの改善による維持管理の省力化及び迅速化

また、調整池に関しては、今後の運用において以下のような効果が期待されている。

①平常時の節水により調整池に貯留した水を、吉野川の渇水時に使用することにより、できる限り夜間断水を回避するなど、市民生活への影響を低減する。
②吉野川の水質事故等により取水ができなくなった際に、調整池の水を使用することにより断水を回避する。
③高瀬支線に事故があった場合に、調整池の水を新設した連絡水路を通じて西部浄水場に送ることにより断水を回避する。
④香川用水取水口から調整池までの水路の空水調査が可能になる。

４－３　その他重要事項の達成状況等

現行フルプランでは、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」として、適切な水利用の安定性を確保するための総合的な施策の必要性など、７項目について記載されている。

これらの達成状況を見てみると、例えば、流域単位での健全な水循環の重視に関しては、影井堰の建設や発電ダム下流の無水区間の解消などの取組が行われたり、水利用の合理化に関する取組として、漏水防止対策事業や節水に関する広報活動等が行われるなど、それぞれの項目に対応して、各主体において様々な取組がなされてきている。

なお、渇水による影響の軽減対策について、各関係者の理解と努力によ

り、以下のような取組がなされていることは特筆される。

①工業用水道集中監視制御システムの新設（徳島県）

②広域遠方監視制御設備の新設（香川県）

③干害応急対策事業の実施（香川県、徳島県）

④市町水道渇水対策施設整備事業の実施（香川県）

⑤ため池等既存施設の有効活用（香川県）

⑥地下水の予備水源化（高知県）

⑦自主節水の実施（愛媛県四国中央市ほか）

⑧農業用水及び工業用水から水道用水への傾斜配分（香川県）

⑨池田ダムへの緊急一時貯留、旧吉野川河口堰の特例操作（徳島県、(独)水資源機構）

⑩渇水時における発電用水の緊急放流（四国電力（株)、電源開発（株))

５　計画の変更の必要性及び緊急性

これまでの点検・評価結果を踏まえると、計画の変更の必要性及び緊急性は以下のとおりである。

本計画は、目標年度が平成 22 年度となっているが、目標年度における需要見通しと近年の取水実績には相違が見られる。また、頻発する渇水や供給施設の供給能力の低下が見られるなど、供給側の変化も顕在化している。それらのことを総合的に勘案すると、的確なフルプランの策定、透明性の確保の観点から、現行フルプランを見直すことが必要である。

また、新たな計画を策定するにあたっては、以下に示すとおり検討すべき事項がある。したがって、各関係者の連携、調整のもと検討を進め、すみやかに計画の変更が行えるよう、環境を整えることが必要である。また、目標年度があと１年後となっていることも考慮すれば、現行フルプランを変更するのではなく、新たな次期計画の策定が行えるように、直近データの整理等、速やかに準備作業に着手するべきである。

５－１自己水源を含めた需給バランスの把握

①近年の取水実績を踏まえた需要予測

現計画の策定時における需要予測は、将来の人口や水需要の伸び、地域における個別の実情等を考慮して算出されたものであるが、取水実績は現計画策定時からほぼ横ばいとなっており、目標年度での見通しどおりに需要が伸びるとは言えない状況である。

次期計画の策定に当たっては、このような状況を考慮し、将来の需要見通しが適切なものとなるよう、予測手法の改良も含めて検討する必要がある。

②自己水源の安定性の評価

本水系の特徴である自己水源からの供給割合の多さを勘案し、適切な供給目標を立てるためには、自己水源の安定性の評価が不可欠である。各自己水源の管理者においては、それぞれの管理している水源の安定性の評価を行い、次期計画における安定供給可能量の検討に反映させる必要がある。

③確保すべき計画利水安全度

本水系の計画利水安全度は５分の１となっており、他の水源開発水系に比べて低い。仮に、この計画利水安全度を上げるとすると、新規水源の開発、既存施設の運用の変更、水利権の見直し等、ハード・ソフト両面において様々な検討が必要である。場合によっては、これまでの水の使い方の見直し等において、関係者間の合意に基づく変更が必要になることもある。そのような課題があることも考慮の上、関係者の総意により確保すべき計画利水安全度を検討する必要がある。

５－２　水利用の合理化と有効活用

①未利用水の取扱の検討

徳島県と高知県には、工業用水に未利用水がある。この未利用水に関しては、一定の効果を有しているという考えもあるが、水利用の合理化と有効活用という観点からは、その扱いについて検討する必要がある。その上で、関係者の合意に基づき、未利用水として残すのか、他用途への転用等を図るのかを決めることが望ましい。

②需要抑制に向けた取組強化

住民の節水意識の向上や節水機器の普及等、需要抑制に向けた取組が進んでいる他県や他地域の先進的な事例なども参考に、さらなる取組の強化について検討することが必要である。

５－３　安定的な水供給に向けた総合的な対策

①確保すべき利水安全度の達成のために必要な新たな水源の検討

水系における水資源の利水安全度について検討する際には、水系外の自己水源の状況を勘案しつつ、河川水に依存する以外の方策、例えば、地下水の活用方策、下水処理水の再利用、雨水の利用等の各種の施策に

ついて、安定供給可能量の低下を補いさらに向上を図る施策の実施可能性を併せて検討することが必要である。

また、そのような施策について、短期的、中期的、長期的な道筋をつけて、新たな計画に取り組むことが可能となるよう、検討することが必要である。

②渇水時の影響を緩和するための取組の検討

これまでの渇水の経験を基に、各関係者においては、渇水の市民生活への影響を軽減するための様々な方策を採ってきている。渇水は、降雨の時期、連続干天期間の長短、水源の状況等、複数の要因が重なって起きることから、全く同じパターンの渇水が起こることは考えにくいが、過去の渇水時の対応から得られた教訓は大変貴重なものであり、各関係者が持っている情報の共有を図ること等によって、地域全体の影響軽減に向けて取組を進めていくことが必要である。

③その他重要事項の記載について

その他重要事項は、それぞれの水系の特徴に応じて、記載内容を決めていけばよく、必ずしも、他水系のフルプランに記載されている項目を網羅する必要はないが、他水系における記載も参考に、記載内容の充実を図り、より良い水資源の計画及び運用を検討すべきである。

例えば、現在も、水源の保全涵養を図るための森林の整備について記載されているが、森林の果たす役割の重要性について改めて認識を深め、長期的な対応を含めて必要な記載を図り、取組を進めていくことが必要である。

６　おわりに

吉野川水系におけるフルプランについては、上記点検結果や部会での議論を踏まえて、適切な見直しがなされることを期待するものである。

その際、吉野川総合開発以前の分水や最近の吉野川の水利用等について把握した上で、有効利用の可能性や水利用方法の見直しなどについて検討する必要がある。あわせて、限られた水源の効率的活用を図る観点から、自己水源の状況を常時把握し、情報の共有に努めるとともに、水管理の高度化や水源のネットワーク化を図る必要がある。

関係者間での議論を通じた様々な検討の結果は、地域の総意として新しい計画に反映されることが期待される。

また、次期計画の作成に当たっては、平成 20 年 10 月に国土審議会水資源

開発分科会調査企画部会が中間とりまとめとして公表した「総合水資源管理」という考え方を踏まえ、森林管理や渇水時のリスク管理といった視点も加えるとともに、流域の水資源に係るステークホルダーが協議する体制整備等を検討する必要がある。

今回の中間評価は、吉野川水系のフルプランを対象としたものであり、今後、他水系におけるフルプランの中間評価に当たっては、それぞれの地域の実情を踏まえた点検を行うことが重要である。その際、需要見通しの点検については、近年のトレンド等のみならず、水需要に影響を与える個別の地域の実情等についても十分考慮した上で評価を行うことが必要である。また、安定供給可能量の評価に当たっても、供給の安定性の目標となる期間として近年 20 年間のみの検討にとどまらず、長い期間での動向等を含めて幅広い検討が望まれる。

資料４

吉野川水系における水資源開発基本計画
中間評価書（案）

平成２１年６月１９日
国土交通省土地・水資源局水資源部

国土交通省では、的確な水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）を策定するとともに、その一層の透明性の確保を図る観点から、水の需給計画を策定（フルプランの全部変更）してからおおむね5年を目途に計画の達成度について点検（中間評価）を行うこととしている。

今般、吉野川水系フルプラン（平成14年2月全部変更、以下、「現行フルプラン」という。）について、国土審議会水資源開発分科会吉野川部会における調査・審議を踏まえ、中間評価を行った。

１．需給計画の状況

１－１　需要について

（計画内容）

平成22年度を目途（目標年度）とする吉野川水系に依存する都市用水の需要の見通しは、水道用水約 10 m3/s、工業用水約 12 m3/s、合計約 22 m3/s であり、平成10年度の取水実績に対し、それぞれ約30%、約51%、約41%の増加を見込んでいる。

農業用水については、新規に吉野川水系に依存する水量の増加はないとしている。

なお、吉野川水系以外の水源（以下、「自己水源」という。）に依存する量を含む需要の総量の見通しは、吉野川水系における水資源開発基本計画説明資料（以下、「説明資料」という。）に記載がある。

（需要の状況と評価等）

本フルプランエリア（水道用水、工業用水、農業用水のいずれかについて、吉野川水系からの供給を受ける地域をいう。以下同じ。）においては、自己水源に依存する割合が比較的高いことから、需給の状況については、自己水源依存量も含めて評価する必要がある。そのため、需要の状況は総量（見通しは約28m3/s）で評価した。

現行フルプラン策定後の都市用水の取水実績（平成10年度～17年度）は、ほぼ横ばいから微増となっており、今後の社会・経済動向に大きな変化はないという前提をおくとすると、目標年度においても需要見通しどおりの伸びは見込まれない。

１－２　供給について

（計画内容）

供給目標は、需要の見通しに対し、降雨状況の変化等地域の特性に応じた安定的な

水利用を可能にすることとしている。このための新たな水資源開発施設の建設はない。
現行フルプランでは、安定供給可能量（4/20）の記載は、本文にはなく、説明資料にだけ記載しており、本文では、「その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項」において、既往最大級の渇水年である平成６年における安定供給可能量を示している。また、自己水源からの供給量については、説明資料においても記載されていない。

（供給の状況と評価等）
近年の降雨状況の変化等により、吉野川水系の既存の供給施設の安定供給可能量は、次表に示すとおり、減少している。

（単位：m3／s）

	ダム計画時	近年 4/20	近年 2/20	近年最大
現行フルプラン策定時の安定供給可能量	26．6（昭和 23 年）	24．8（昭和 63 年）	―	18．9（平成 6 年）
最新のデータによる安定供給可能量	同上	22．5（平成 7 年）	17．2（平成 17 年）	15．6（平成 20 年）
うち早明浦ダム供給可能量	15．1（昭和 23 年）	11．9（平成 7 年）	7．4（平成 17 年）	6．3（平成 20 年）

※安定供給可能量は、降雨量や河川流況をもとにシミュレーションして算出したもので、吉野川水系の水源（ダム、自流、地下水）による供給可能量であり、吉野川水系以外の水源（自己水源）は含まない。
※近年最大、近年 2/20、近年 4/20 は、現行フルプラン策定時は昭和 53 年～平成 10 年の、最新データでは平成元年～平成 20 年の 20 年間でそれぞれ、1 番目、2 番目、4 番目に厳しい渇水年。

吉野川水系以降に全部変更が行われた他水系のフルプランでは、安定供給可能量として近年 2/20 をとり、そのことを、説明資料にとどまることなくフルプラン本文の供給の目標の項目の中に記載している。このため、吉野川水系の現行フルプランと比べ、利水の安定性確保のレベルが異なっているとともに、供給の目標としての安定供給可能量という考え方が明確になっている。

１－３　需給バランス上の課題について
需給バランスを見る上では、需要と供給の全体像を把握する必要があるが、自己水源による供給の安定性が十分に把握されていないことから、評価が難しい状況である。
また、工業用水において、水源開発されたものの実際には利用されていない未利用水がある。
今後は、自己水源の供給の安定性の評価を行い、本フルプランエリア全体として需給バランスを評価できるようにしていくとともに、未利用水については、水利用の合理化と有効活用という観点からその扱いを検討する必要がある。

１－４　渇水の状況について

早明浦ダムの管理開始から昨年までの 34 年間に、累計で 23 回の取水制限が行われ、特に、平成 6 年、平成 17 年、平成 20 年は、ダムの利水容量が空になるなど、厳しい渇水が頻発している。

度重なる渇水の経験を生かし、各地域で影響軽減のための対策が取られており、今後とも、各関係者が持っている情報の共有を図ること等により、地域全体の影響軽減に向けた取組を進めていく必要がある。

２　建設事業の進捗状況と効果

（計画内容）

供給目標を達成するための施設整備として、香川用水施設緊急改築事業を記載している。この事業は、讃岐平野の農地に対して必要な農業用水の補給並びに香川県の水道用水及び工業用水の供給を行う香川用水施設（昭和 50 年度　管理を開始）について、(独)水資源機構が、平成 11 年度～平成 20 年度の工期で、開水路の補強・補修、併設水路の設置等を行うとともに、新たに水道専用調整池の建設を行うものである。

（進捗状況等）

水路施設の改築については、平成 17 年度に完了し、併設水路の設置による事故時等の用水供給力の確保、コンクリートのひび割れ防止対策による施設の長寿命化等の効果が発現している。

調整池の建設については、平成 20 年度に完了し、今後、吉野川の渇水時等においてもできる限り断水を回避するなど市民生活への影響の低減や、香川用水取水口から調整池までのトンネル水路等を通水停止して行う点検調査の実現等の効果が見込まれる。

３　その他重要事項の達成状況

（計画内容）

その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項（以下、「その他重要事項」という。）として、適切な水利用の安定性を確保するための総合的な施策の必要性など、７項目について記載している。

（達成状況等）

それぞれの項目に対応して、各主体において様々な取組が実施されている。

特に、渇水の影響軽減対策について、各関係者の理解と努力により数多くの取組が実現している。

その他重要事項については、現行フルプラン策定後の情勢の変化等を踏まえ、また、その後に全部変更の行われた他水系のフルプランも参考に、さらに記載の充実を図り、

より良い水資源の計画及び運用を検討する必要がある。

４　計画の変更の必要性及び緊急性

上記１～３で点検・評価を行った目標年度の需要見通し、近年の取水実績、供給施設の供給能力の低下等を総合的に勘案すると、的確なフルプランの策定、透明性の確保の観点から、現行フルプランを見直すことが必要である。

その際、現行フルプランの目標年度があと１年後であることを考慮すれば、現行フルプランの変更ではなく、新たな次期計画の策定が行えるよう取り組んでいくことが重要であり、今後は、関係者との調整等を行いつつ、すみやかに以下の課題についての検討を進め、その成果を次期計画に反映するよう努める。

〇自己水源を含めた需給バランスの把握
- 近年の取水実績を踏まえた需要予測
- 自己水源の安定性の評価
- 確保すべき計画利水安全度

〇水利用の合理化と有効活用
- 未利用水の取扱の検討
- 需要抑制に向けた取組強化

〇安定的な水供給に向けた総合的な対策
- 確保すべき利水安全度の達成のために必要な新たな水源の検討
- 渇水時の影響を緩和するための取組の検討
- その他重要事項の記載について

５　今後の留意事項

次期計画の策定に当たっては、過去からの水利用等について把握した上で、有効利用の可能性や水利用方法の見直しなどの検討が必要であるとともに、自己水源の状況を常時把握し、情報共有に努め、水管理の高度化や水源のネットワーク化を図ることが必要である。また、平成 20 年 10 月に国土審議会水資源開発分科会調査企画部会が中間とりまとめとして公表した「総合水資源管理」の考え方を踏まえた検討が必要である。

なお、他水系におけるフルプランの中間評価に当たっては、それぞれの地域の実情を踏まえた点検を行うことが重要である。その際、需要見通しの点検については、近年のトレンド等のみならず、水需要に影響を与える個別の地域の実情等についても十分考慮した上で評価を行うことが必要である。安定供給可能量の評価に当たっても、供給の安定性の目標となる期間として近年 20 年間のみの検討にとどまらず、長い期間での動向等を含めて幅広い検討が必要である。

参考

○　国土審議会　委員名簿

○　国土審議会水資源開発分科会　委員名簿

○　国土交通省設置法（抄）

○　国土審議会令

○　国土審議会運営規則

○　水資源開発分科会における部会設置要綱

○　水資源開発促進法

○　水資源開発基本計画について

○　水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告　（平成 13 年 7 月　総務省）

○　吉野川水系における水資源開発基本計画（平成 14 年 2 月　国土交通省）

国土審議会委員名簿　（平成２１年４月１日現在）

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者（6人）

池田　元久　衆議院議員
近藤　昭一　衆議院議員
杉浦　正健　衆議院議員
中谷　元　衆議院議員
細田　博之　衆議院議員
保岡　興治　衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名する者（4人）

加藤　敏幸　参議院議員
鈴木　政二　参議院議員
長浜　博行　参議院議員
吉村　剛太郎　参議院議員

3. 学識経験を有する者（20人以内）

岩崎　美紀子　筑波大学大学院人文社会科学研究科教授
植本　眞砂子　全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
大西　隆　東京大学大学院工学系研究科教授
◎岡村　正　(株)東芝取締役会長
尾崎　正直　高知県知事
神尾　隆　トヨタ自動車(株)相談役　(社)中部経済連合会副会長
川勝　平太　静岡文化芸術大学学長
清原　慶子　三鷹市長
小谷部　育子　日本女子大学家政学部教授
崎田　裕子　ジャーナリスト、環境カウンセラー
佐藤　宣子　九州大学大学院農学研究院教授
生源寺　眞一　東京大学大学院農学生命科学研究科長
神野　直彦　関西学院大学教授
丹保　憲仁　北海道大学名誉教授
千野　境子　産経新聞社特別記者
津村　準二　東洋紡績(株)代表取締役会長　(社)関西経済連合会副会長
藤原　まり子　(株)博報堂生活総合研究所客員研究員
御厨　貴　東京大学先端科学技術研究センター教授
虫明　功臣　法政大学大学院工学系研究科客員教授
○森地　茂　政策研究大学院大学教授

○国土審議会水資源開発分科会　委員名簿

１．委員

	氏名	所属
	藤原　まり子	（株）博報堂生活総合研究所客員研究員
◎	虫明　功臣	法政大学大学院工学系研究科客員教授

２．特別委員

	氏名	所属
	飯嶋　宣雄	東京水道サービス（株）代表取締役社長
○	池淵　周一	京都大学 名誉教授
	楠田　哲也	北九州市立大学大学院国際工学研究科 教授
	佐々木　弘	神戸大学 名誉教授
	槇村　久子	京都女子大学現代社会学部 教授
	丸山　利輔	石川県立大学 参与
	村岡　浩爾	（財）日本地下水理化学研究所 理事長
	惠　小百合	江戸川大学社会学部 教授
	山本　和夫	東京大学環境安全研究センター 教授

○国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）（抄）

第三章　本省に置かれる職及び機関

第二節　審議会等

第一款　設置

第六条　本省に、次の審議会等を置く。
国土審議会
社会資本整備審議会
交通政策審議会
運輸審議会
２　（略）

第二款　国土審議会

（所掌事務）
第七条　国土審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　国土交通大臣の諮問に応じて国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議すること。
二　国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、国土利用計画法、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）、中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）、北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）、地価公示法、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）、国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）及び豪雪地帯対策特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（組織）
第八条　国土審議会は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する委員三十人以内で組織する。
一　衆議院議員のうちから衆議院が指名する者　六人
二　参議院議員のうちから参議院が指名する者　四人
三　学識経験を有する者　二十人以内
２　前項第三号に掲げる者につき任命される委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　委員は、再任されることができる。

4　委員は、非常勤とする。

（会長）
第九条　国土審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
2　会長は、会務を総理し、国土審議会を代表する。
3　国土審議会は、あらかじめ、会長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（特別委員）
第十条　特別の事項を調査審議させるため、国土審議会に特別委員を置くことができる。
2　特別委員は、国会議員、当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議長並びに当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。
3　特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4　第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

（資料提出の要求等）
第十一条　国土審議会は、その所掌事務を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（政令への委任）
第十二条　この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　（抄）

（施行期日）
第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（国土審議会の所掌事務の特例）
第五条　国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期　限	法　律
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法
平成二十五年三月三十一日	離島振興法

平成二十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法
総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律（平成十七年法律第八十九号）附則第六条に規定する日	総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）、旧九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）、旧四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）、旧北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十一号）及び旧中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第百七十二号）

○ 国土審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十八号）

（専門委員）

第一条　国土審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（分科会）

第二条　審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとする。

名　称	法　律　の　規　定
土地政策分科会	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十三条第二項
	土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十条第三項及び第十九条
	地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）第二十六条の二
	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十二条
	国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）第三条第六項において読み替えて準用する同条第一項
北海道開発分科会	北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）第四条
水資源開発分科会	水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第三条第一項、第四条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六条第一項及び第二項
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに第五条

2　前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、国土交通大臣が指名する。

3　分科会に属すべき専門委員は、会長が指名する。

4　分科会に、分科会長を置く。分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから当該分科会に属する委員及び特別委員がこれを選挙する。

5　分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

6　分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は特別委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7　審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とするこ

とができる。

（部会）

第三条　審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。

3　部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。

4　部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5　部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（幹事）

第四条　審議会に、幹事を置く。

2　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3　幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4　幹事は、非常勤とする。

（議事）

第五条　審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

（庶務）

第六条　審議会の庶務は、国土交通省国土計画局総務課において総括し、及び処理する。ただし、次の表の上欄に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる課において処理する。

分　科　会	課
土地政策分科会	国土交通省土地・水資源局総務課
北海道開発分科会	国土交通省北海道局総務課
水資源開発分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課
豪雪地帯対策分科会	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

（雑則）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。

（分科会の特例）

第二条　審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期　限	分科会	法律の規定	課
平成二十四年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項、第三条第一項及び第五条	国土交通省都市・地域整備局地方整備課
平成二十五年三月三十一日	離島振興対策分科会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項、第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第二十一条	国土交通省都市・地域整備局離島振興課
平成二十七年三月三十一日	山村振興対策分科会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二条	国土交通省都市・地域整備局地方整備課

2　前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局企画部農村政策課の協力を得て処理するものとする。

○国土審議会運営規則

（趣旨）

第１条　国土審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、国土交通省設置法（平成１１年法律第１００号）及び国土審議会令（平成１２年政令第２９８号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（招集）

第２条　審議会の会議は、会長（会長が選任されるまでは、国土交通大臣）が招集する。

２　前項の場合においては、委員並びに議事に関係のある特別委員及び専門委員に対し、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を通知しなければならない。

（書面による議事）

第３条　会長は、やむを得ない理由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び議事に関係のある特別委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（会議の議事）

第４条　会長は、審議会の会議の議長となり、議事を整理する。

２　会長は、審議会の会議の議事について、議事録を作成する。

（議事の公開）

第５条　会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

２　前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（分科会への意見聴取）

第６条　会長は、審議会の議決に関し、必要があると認めるときは、関係する分科会（第７条第１項の付託に係る分科会の上申について議決を行う場合には、当該分科会を除く。）に意見を聴くものとする。

（分科会）

第７条　会長は、分科会の所掌事務に関して諮問を受けた場合には、調査審議事項を当該分科会に付託するものとする。ただし、やむを得ない理由により分科会に付託

することができないときは、この限りでない。
2　分科会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とする。
3　会長は、前項の議決に関し、国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策又は他の分科会の所掌事務との調整を必要とすると認める場合を除き、同項の同意をするものとする。
4　会長は、第２項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。
5　第２条から第５条までの規定は、分科会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「分科会長」と、第２条第１項中「国土交通大臣」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

（部会）
第８条　会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長）は、必要があると認める場合には、調査審議事項を部会に付託することができる。
2　第２条から第５条までの規定は、部会の議事に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、第２条第１項中「国土交通大臣」とあるのは「審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長」と読み替えるものとする。

（雑則）
第９条　この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続その他審議会、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附則（平成１３年３月１５日国土審議会決定）
この規則は、平成１３年３月１５日から施行する。

附則（平成１７年１２月１６日国土審議会決定）
改正後のこの規則は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成１７年政令第３７５号）の施行の日から施行する。

○水資源開発分科会における部会設置要綱

平成１３年８月２１日
第１回水資源開発分科会決定

（設置）

１．　国土審議会令（平成１２年政令第２９８号）第３条第１項の規定に基づき、水資源開発分科会（以下「分科会」という。）に利根川・荒川部会、豊川部会、木曽川部会、淀川部会、吉野川部会、筑後川部会及び調査企画部会（以下「各部会」という。）を置く。

（任務）

２．　利根川・荒川部会は利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）について、豊川部会は豊川水系における基本計画について、木曽川部会は木曽川水系における基本計画について、淀川部会は淀川水系における基本計画について、吉野川部会は吉野川水系における基本計画について、筑後川部会は筑後川水系における基本計画について、調査企画部会は各水系の基本計画に共通する事項等について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

（庶務）

３．　各部会の庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

（雑則）

４．　この要綱に定めるもののほか、各部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

この要綱は平成１３年８月２１日から施行する。

○水資源開発促進法（昭和三十六年十一月十三日法律第二百十七号）

（目的）

第一条　この法律は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保するため、水源の保全かん養と相まつて、河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もつて国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基礎調査）

第二条　政府は、次条第一項の規定による水資源開発水系の指定及び第四条第一項の規定による水資源開発基本計画の決定のため必要な基礎調査を行なわなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定により行政機関の長が行なう基礎調査について必要な調整を行ない、当該行政機関の長に対し、その基礎調査の結果について報告を求めることができる。

（水資源開発水系の指定）

第三条　国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する用水の供給を確保するため水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。

2　厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し前項に規定する必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、水資源開発水系の指定を求めることができる。

3　国土交通大臣が水資源開発水系の指定をするには、閣議の決定を経なければならない。

4　国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（水資源開発基本計画）

第四条　国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2　国土交通大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3　基本計画には、治山治水、電源開発及び当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならない。

4　国土交通大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示しなければならない。

5　前四項の規定は、基本計画を変更しようとするときに準用する。

6　厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、それぞれの所掌事務に関し必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、基本計画の変更を求めることができる。

第五条　基本計画には、次の事項を記載しなければならない。
一　水の用途別の需要の見とおし及び供給の目標
二　前号の供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項
三　その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

（国土審議会の調査審議等）
第六条　国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、水資源開発水系及び基本計画に関する重要事項について調査審議する。
2　国土審議会は、前項に規定する重要事項について、国土交通大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。
3　関係行政機関の長は、第一項に規定する重要事項について、国土審議会の会議に出席して、意見を述べることができる。

第七条から第十一条まで　削除

（基本計画に基づく事業の実施）
第十二条　基本計画に基づく事業は、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構その他の者が実施するものとする。

（基本計画の実施に要する経費）
第十三条　政府は、基本計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保その他の措置を講ずることに努めなければならない。

（損失の補償等）
第十四条　基本計画に基づく事業を実施する者は、当該事業により損失を受ける者に対する措置が公平かつ適正であるように努めなければならない。

附　則　抄
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和三八年七月一〇日法律第一二九号）　抄
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四〇年六月二九日法律第一三八号）　抄

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。そぞし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
一及び二　略
三　附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

附　則　（昭和四一年七月一日法律第一〇二号）　抄
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和四九年六月二六日法律第九八号）　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第五十五条　従前の首都圏整備委員会の首都圏整備審議会及びその委員、建設省の土地鑑定委員会並びに その委員長、委員及び試験委員、自治省の奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに自治省の小笠原諸島復興審議会並びにその会長、委員及び特別 委員は、それぞれ総理府又は国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附　則　（昭和五三年五月二三日法律第五五号）　抄
（施行期日等）
1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　略
二　第一条（台風常襲地帯対策審議会に係る部分を除く。）及び第六条から第九条までの規定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の改正規定並びに第十一条、第十二条及び第十四条から第三十二条までの規定　昭和五十四年三月三十一日までの間において政令で定める日
（経過措置）
3　従前の総理府の国土利用計画審議会並びにその会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附　則　（昭和五八年一二月二日法律第七八号）
1　この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。
2　この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに

関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附　則　（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条　この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則　（平成一四年一二月一八日法律第一八二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定　平成十五年十月一日

○水資源開発基本計画について

(1) 水資源開発促進法及び水資源開発基本計画の概要

昭和３６年に制定された水資源開発促進法では、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域において、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な水系を水資源開発水系（以下、「指定水系」という。）として指定し、当該地域（以下、「フルプラン地域」という。）における水資源開発基本計画（以下、「フルプラン」という。）を定めることとされている。

指定水系は、国土交通大臣が厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議の決定を経て指定される。また、フルプランについても、同様の手続きにより決定、変更される。

現在、指定水系は７水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）であり、利根川水系と荒川水系を一緒にして６つのフルプランが決定されている。

また、フルプランには、①水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、②供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、③その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項の３つを記載することとされている。

○水資源開発基本計画の策定手続き

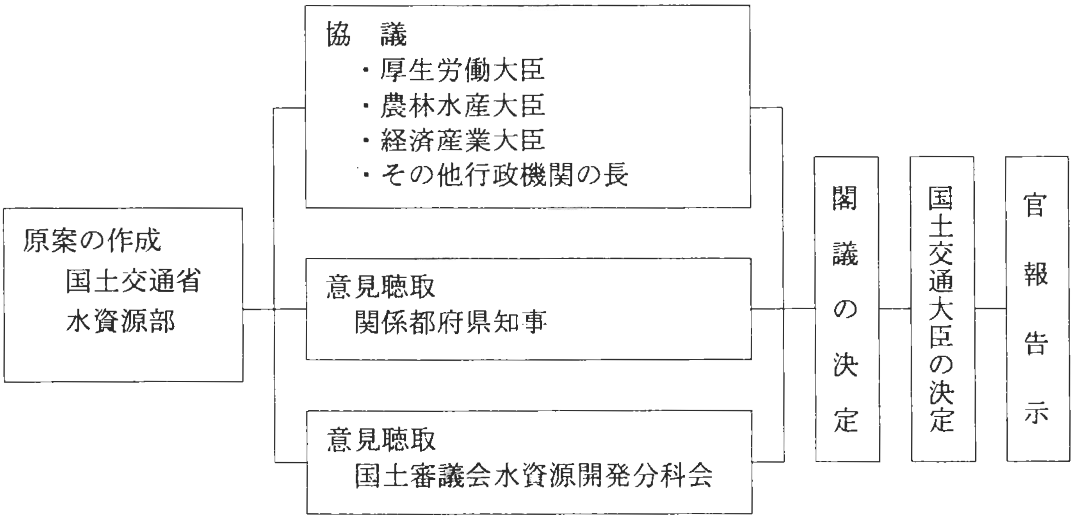

○水資源開発水系

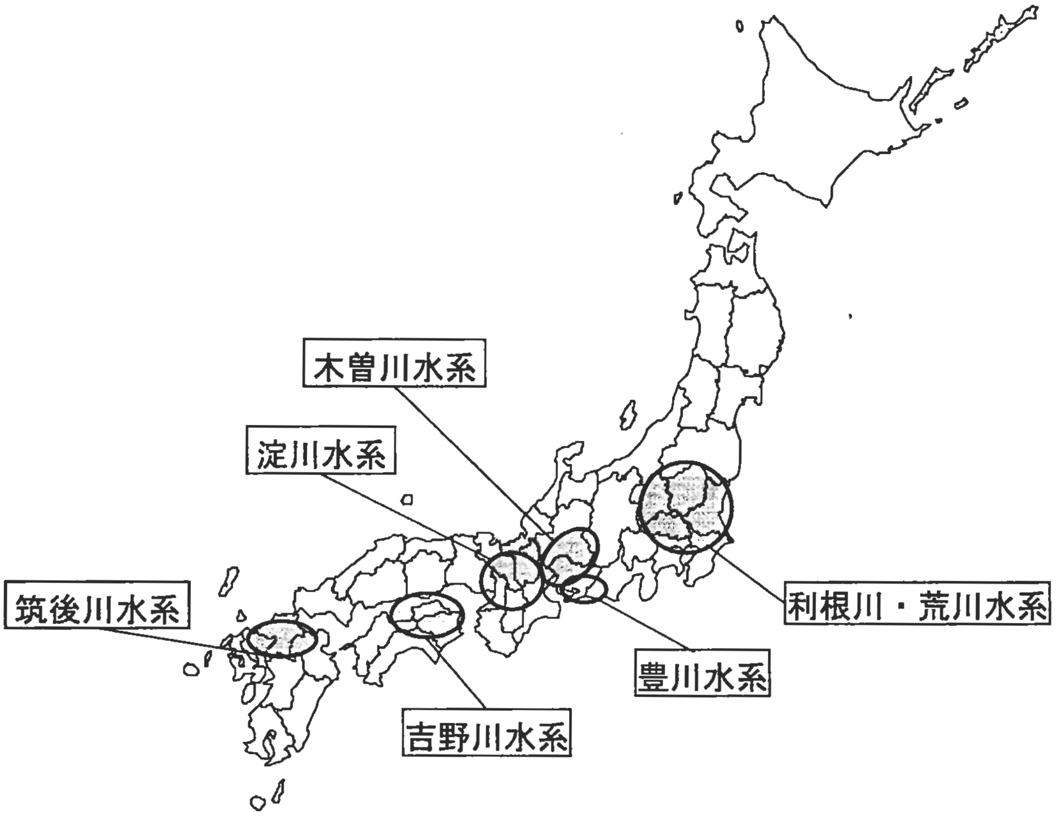

(2) 水資源開発基本計画の変更に関するこれまでの経緯

平成１３年１月の省庁再編後の、国土審議会水資源開発分科会及び各部会、変更の閣議決定の経緯は以下のとおり。

水資源開発分科会及び変更の閣議決定

		議事内容
平成 13 年　8 月　21 日	水資源開発分科会 （第１回）	利根川・荒川水系の一部変更 淀川水系の一部変更 （平成 13 年９月 14 日閣議決定）
平成 13 年　12 月　13 日	水資源開発分科会 （第２回）	吉野川水系の全部変更 （平成 14 年２月 15 日閣議決定）
平成 14 年　10 月　31 日	水資源開発分科会 （第３回）	利根川・荒川水系の一部変更 （平成 14 年 12 月 10 日閣議決定）
平成 16 年　5 月　31 日	水資源開発分科会 （第４回）	木曽川水系の全部変更 （平成 16 年６月 15 日閣議決定）
平成 17 年　3 月　24 日	水資源開発分科会 （第５回）	筑後川水系の全部変更 （平成 17 年４月 15 日閣議決定）

平成18年 2月 3日	水資源開発分科会 （第６回）	豊川水系の全部変更 （平成18年２月17日閣議決定）
平成19年 12月 13日	水資源開発分科会 （第７回）	利根川・荒川水系の全部変更 （平成20年７月４日閣議決定）
平成20年 3月 18日	水資源開発分科会 （第８回）	豊川水系の一部変更 木曽川水系の一部変更 （平成20年６月３日閣議決定）
平成20年 6月 30日	水資源開発分科会 （第９回）	淀川水系の全部変更 （平成21年４月17日閣議決定）
平成21年 1月 23日	水資源開発分科会 （第10回）	利根川・荒川水系の一部変更 木曽川水系の一部変更 （平成21年３月27日閣議決定）

各部会

		利	豊	木	淀	吉	筑	調
平成13年 10月 19日	第１回吉野川部会					○		
11月 9日	第２回吉野川部会					○		
平成14年 1月 23日	第１回利根川・荒川部会	○						
5月 9日	第２回利根川・荒川部会	○						
5月 21日	第１回淀川部会				○			
10月 16日	第３回利根川・荒川部会	○						
10月 31日	第２回淀川部会				○			
11月 8日	第１回豊川部会		○					
平成15年 3月 27日	第１回筑後川部会						○	
7月 4日	第１回木曽川部会			○				
平成16年 4月 13日	第２回木曽川部会			○				
5月 12日	第３回木曽川部会			○				
平成17年 2月 10日	第２回筑後川部会						○	
3月 15日	第３回筑後川部会						○	
12月 8日	第２回豊川部会		○					
平成18年 1月 19日	第３回豊川部会		○					
平成19年 6月 18日	第４回利根川・荒川部会	○						
8月 9日	第５回利根川・荒川部会	○						
10月 31日	第６回利根川・荒川部会	○						
11月 26日	第３回淀川部会				○			
平成20年 2月 25日	第４回淀川部会				○			
3月 6日	第４回豊川部会 第４回木曽川部会		○	 ○				
3月 7日	第１回調査企画部会							○
3月 18日	第２回調査企画部会							○

4月　24日	第5回淀川部会				○			
6月　6日	第3回調査企画部会							○
6月　13日	第6回淀川部会				○			
6月　17日	第3回吉野川部会					○		
6月　27日	第4回調査企画部会							○
8月　1日	第5回調査企画部会							○
8月　29日	第6回調査企画部会							○
12月　11日	第7回利根川・荒川部会	○						
平成21年　1月　15日	第5回木曽川部会			○				
1月　23日	第4回吉野川部会					○		

○水資源に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成 13 年 7 月　総務省）

前書き

水は、国民生活に必要不可欠な天然資源であるとともに、経済・産業等の活動を支える基本的な資源である。

全国の水使用量は、昭和 40 年代の高度経済成長期に急増し、その後も生活様式の変化、景気の拡大等を背景に徐々に増加してきたが、近年では、経済状況等を反映し、横ばい傾向が続いている。

国は、水利用の安定性の確保を図るため、地域の実情やニーズに応じた水資源の有効活用や新たな水資源開発の実施など、供給面・需要面にわたる各種の施策を展開してきている。国土交通省では、水資源に関する施策を長期的かつ総合的な観点から計画的に推進するため、全国総合開発計画との整合を図りつつ、水資源に関する総合的な諸施策を検討する上での指針として全国総合水資源計画を策定している。

産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、広域的な用水対策を特に必要とする地域については、国は、水資源開発促進法（昭和 36 年法律第 217 号)に基づき、国土交通大臣が指定した七つの水系ごとに水資源開発基本計画を閣議決定し、水資源開発事業等を実施してきている。水資源開発基本計画は、水資源の総合的な開発及び利用の基本となるべきものであり、需要実態に即した的確な内容であることが重要である。

また、貴重な資源である水の有効利用を図るためには、用途間転用の推進等による一層の水利用の合理化及び既存の水資源開発施設の機能の維持、確保等が重要となっている。

さらに、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発等の事業を実施している水資源開発公団については、行政の減量化の観点から、特殊法人に関する累次の閣議決定に基づく整理合理化事項の着実な推進が求められている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、水資源開発基本計画の策定状況、水利用の合理化の状況、水資源開発施設の管理の状況及び水資源開発公団の業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目　次

1　的確な水資源開発基本計画の策定

2　水資源の有効利用
　(1)　水利用の合理化
　　ア　水の用途間転用の推進
　　イ　水利用の適正な管理
　　ウ　渇水調整協議会の設置の推進

(2) 水資源開発施設の有効利用
ア 堆砂対策の推進
イ 樹林帯区域及び保安林の指定によるダム湖周辺の保全
ウ 水資源開発施設の適切な維持管理等の推進

3 水資源開発公団の業務等の合理化・効率化
(1) 業務委託の推進・合理化
(2) 契約事務の改善
(3) 組織の簡素化及び要員の効率的な配置
ア 組織の簡素化
イ 要員の効率的な配置

1 的確な水資源開発基本計画の策定

水資源に関する施策は、長期的かつ総合的な観点から計画的に推進する必要があることから、国土交通省では、全国総合開発計画との整合を図りつつ、水資源の開発、保全及び利用に関する総合的な諸施策を検討する上での指針として「全国総合水資源計画」を策定している。

また、国土交通大臣は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号。以下「水資源法」という。）第3条により、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、当該地域に対する用水の供給を確保するため、水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定し、同法第4条により、水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定することとされている(注)。

(注) 基本計画は、一般に「フルプラン」とも称されている。また、総人口に占める基本計画に係る地域の人口の比率は約49.5パーセント（平成11年)、全国の工業出荷額に占める同地域の比率は約47.3パーセント（9年）となっている。

国土交通大臣は、水資源開発水系として、これまでに利根川水系、荒川水系、木曽川水系、豊川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系の7水系を指定し、計六つの基本計画を決定している（利根川水系と荒川水系は一つの基本計画)。

基本計画は、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき計画であり、水資源法第5条により、(i)水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、(ii)供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項、(iii)その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項を記載しなければならないこととされている。こ

れまでに決定された基本計画の計画期間は、おおむね10年間程度となっている。

また、国土交通大臣は、水資源法第4条の規定に基づき、基本計画を決定するに当たっては、その内容について関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴くこととされ、また、その決定は、閣議の決定を経なければならないこととされている。これを変更しようとするときも、決定するときと同様の手続を要することとされている。

なお、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第4条第7号において、政府は、行政運営の透明性の向上を図るとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるものとすることとされており、基本計画についても、必要な情報の提供の充実を図り、透明性を確保することが必要となっている。また、国土交通省（当時建設省）が平成10年11月に公表した「国民から見た公共事業の現状」においても、情報提供の充実度についての設問に対して回答者の約7割が「公共事業に関する情報が不足している面がある」としており、この調査結果において公共事業全般の取組姿勢についての意見として、説明責任の向上、情報提供の改善、情報公開の推進等がみられる。

今回、基本計画の変更（水の用途別の需要の見通し及び供給の目標の変更を伴う計画の変更を「全部変更」といい、それ以外の計画の変更を「一部変更」という。以下同じ。）の状況について調査した結果、次のような状況がみられた。

① a　現行の基本計画（以下「現行計画」という。）への全部変更を行った際に国土交通省（当時国土庁）が国土審議会（当時水資源開発審議会）に提出した資料をみると、水道用水及び工業用水については、旧計画の計画期間内の需要実績及び新計画案の目標年度における需要見通しは示されているものの、需要見通しの積算方法や積算のための基礎係数は示されておらず、また、需要見通しと需要実績を対比して基本計画の達成状況を明らかにする資料や需要見通しと需要実績にかい離が生じている場合の原因分析に関する資料も示されていない。

農業用水については、実際の使用量からの集計が困難であり、計画されている土地改良事業単位で将来見込まれる水量の合計を需要量としているため、上記の提出資料においては、需要の全体量ではなく新規の必要水量のみが示されている。

b　需要実績の把握が可能な水道用水及び工業用水について、国土交通省（当時国土庁）が毎年度水資源開発公団に委託して実施している水資源開発基本計画調査の結果を基に、水資源開発水系７水系６計画における現行計画の直前の計画（以下「直前計画」という。）及び現行計画６計画のそれぞれにおける需要見通し（手当て済み水量(注)と新規需要水量との合計値）に対する需要実績（現行計画については計画最終年度ではなく平成８年度の実績）をみると、次のとおりである。

（注）水資源開発基本計画に基づく開発水量であって、水資源開発基本計画の全部変更時において、施設の完成等によって既に確保された水量をいう。

水道用水については、直前計画におけるデータが把握可能である５水系４計画の需要見通しに対する需要実績の割合は、約30パーセントから約60パーセントとなっている。現行計画においても、７水系６計画のうち、３水系３計画では約86パーセントから約100パーセントとなっているが、残り４水系３計画では約36パーセントから約58パーセントとなっている。

工業用水（工業用水の開発が計画されていない豊川水系を除く６水系５計画）については、経済変動等の予測が結果的に異なったこともあり、直前計画における需要見通しに対する需要実績は約２パーセントから約48パーセントであり、現行計画においても約３パーセントから約50パーセントとなっている。

水道用水、工業用水ともに、現行計画における需要見通しと需要実績とのかい離状況は直前計画におけるよりも縮小傾向にあるものの、需要見通しと需要実績がかい離している。

c　水資源開発水系７水系６計画について直前計画の計画期間中の開発予定水量に対する開発実績水量の割合をみると、現行計画が初回の計画である豊川水系及び計画どおりの開発実績水量を達成している吉野川水系を除く５水系４計画では、約５パーセントから約50パーセントとなっている。また、現行計画についても、既に計画どおりの実績をほぼ達成しているか又は達成する見込みである３水系３計画を除く４水系３計画では、開発実績がないものから約60パーセントとなっている。現行計画における開発予定水量と開発実績水量のかい離状況は直前計画におけるよりも縮小傾向にあるものの、なお開発予定水量と開発実績水量がかい離している水系がみられる。

基本計画の目標年度以降において引き続き水資源開発水系に係る地域に用水の確保を図る必要がある場合、基本計画の全部変更を行うこととなる。この計画を的確な内容とするためには、変更しようとする計画について総括評価（計画に記載された需要見通し、供給目標及び開発予定水量とこれらに対する実績を把握するとともに、計画と実績がかい離している場合には渇水の発生状況等を含めその原因を分析し、計画を総括的に見直してその妥当性について評価することをいう。以下同じ。）を行い、その結果を変更後の計画における需要見通し、供給目標等に反映させることが必要である。また、計画の全部変更後においても、適時かつ的確に計画の達成度について点検を行い、必要がある場合は、計画の目標年度以前であっても需要実績等の動向に基づいて計画を変更することが重要である。

なお、基本計画の見直しに際し、水資源の供給面においては降雨状況の変動等による渇水の発生等を踏まえ、水資源開発施設(注)の維持・整備など供給の安定性への配慮も求められている。また、水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源の保全かん養を図るための森林の整備等が望まれる。

（注）ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設をいう。

② 基本計画に記載される水の用途別の需要見通しは、その需要に対処するために供給目標を設定し、この供給目標を達成するために必要な施設を建設するために立てられるものである。このため、的確な需要見通しであることが求められるが、上記1.bのとおり需要見通しと需要実績がかい離している状況からみて、実績を踏まえた的確な見通しとすることが重要である。そのためには、需要見通しを算出する際に行った社会経済状況等の分析や使用した推計方法（推計手法、使用した数値等）が結果的に的確であったかどうかについて、基本計画の全部変更時に検証することにより、推計精度の向上を図ることが必要となっている。

③ 全部変更が行われた基本計画に係る情報の公表の状況をみると、都府県別・用途別の需要見通しや水資源開発施設の建設等の事業別・用途別の供給水量等の情報は公表されているが、需要見通しの推計手法、推計に使用した数値、その算出根拠や出典に関する資料などの詳細な情報は公表されていない。

したがって、国土交通省は、的確な水資源開発基本計画を策定するとともに、その一層の透明性の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 基本計画の全部変更に当たっては、変更しようとする計画について総括評価を行うこと。また、全部変更を行った基本計画は、おおむね５年を目途に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の全部変更又は一部変更を行うこと。

② 基本計画に記載した需要見通しについて、その推計方法等が的確であったかどうかを総括評価の際に検証するなどにより、推計精度の向上を図ること。

③ 基本計画の全部変更を行った場合には、計画の総括評価の結果、需要見通しの推計手法、使用した数値等について分かりやすい資料を作成し公表して、情報提供の充実を図ること。

（以下略）

吉野川水系における

水 資 源 開 発 基 本 計 画

平成14年２月15日　閣議決定

平成14年２月21日　国土交通省告示第78号

国　土　交　通　省

（参　考）

決定年月日	総理府告示 年月日	総理府告示 番号	内容
昭和 41. 11. 18	昭和 41. 11. 22	第44号	水系指定
42. 3. 14	42. 3. 16	第11号	計画決定（早明浦ダム）
43. 7. 16	43. 7. 18	第24号	一部変更（池田ダム、香川用水の追加）
45. 2. 25	45. 2. 28	第 6号	一部変更（新宮ダム、旧吉野川河口堰の追加等）
46. 8. 13	46. 8. 16	第37号	一部変更（高知分水の追加等）
58. 5. 24	58. 5. 30	第 8号	一部変更（富郷ダムの追加、早明浦ダム、池田ダム及び香川用水の有効利用等）
平成 4. 4. 24	平成 4. 4. 30	第10号	全部変更（水需給計画の変更、富郷ダム）
9. 12. 19	9. 12. 25	第35号	一部変更（富郷ダムの変更）
11. 8. 5	11. 8. 11	第34号	一部変更（香川用水施設緊急改築の追加）

決定年月日	国土交通省告示 年月日	国土交通省告示 番号	内容
平成 14. 2. 15	平成 14. 2. 21	第78号	全部変更（水需給計画の変更）

吉野川水系における水資源開発基本計画

1　水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この水系に各種用水を依存している徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の諸地域に対する平成22年度を目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりであるが、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、必要に応じて見直すものとする。

(1) 水の用途別の需要の見通し

平成22年度を目途とする水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、合理的な水利用、関連する他の水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部地域において、水道事業がこの水系に依存することが必要となる水量の見込みは毎秒約10立方メートルである。

工業用水については、この水系の流域内の諸地域並びに流域外の徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の一部地域において、工業用水道事業がこの水系に依存することが必要となる水量の見込みは、毎秒約12立方メートルである。

農業用水については、この水系に関連する諸地域における、農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴うこの水系に依存する水量の増加は見込まれない。

(2) 供給の目標

これらの水の需要に対し、降雨状況の変化等地域の特性に応じた安定的な水利用を可能にすることを供給の目標とし、このため２に掲げる施設整備や諸施策を促進するものとする。

2　供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するための施設整備として次の施設の改築を行う。

(1) 香川用水施設緊急改築事業

事業目的	この事業は、讃岐平野の農地に対して必要な農業用水の補給並びに香川県の水道用水及び工業用水の供給を行う香川用水施設の構造物の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うとともに、調整池等を建設することにより、水道用水の供給の安定を図るものとする。
事業主体	水資源開発公団
河川名	吉野川
最大取水量	毎秒約15.8立方メートル
予定工期	平成11年度から平成20年度まで

なお、上記の事業の事業費は、約414億円と見込まれる。

3　その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

(1) この水系の適切な水利用の安定性を確保するために、需要と供給の両面から総合的な施策を講ずるものとする。

(2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を通じた地域活性化を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境整備、水源の保全かん養を図るための森林の整備、水源地域から下流域を含めた適正な土砂管理等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 水資源の開発及び利用に当たっては、流域単位での健全な水循環を重視して、治水対策、河川環境の保全及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。

(4) 水資源の開発及び利用に当たっては、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。

① 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、浪費的な使用の抑制による節水に努めるものとする。

② 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。

③ 近年の経済社会の発展に伴う土地利用及び産業構造の変化に対応し、地域の実情に応じ関係者の相互の理解と合意を踏まえ、地域間の融通や用途間転用等既存施設の有効活用等により、既存水利の有効適切な利用を図るものとする。

(5) 近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、渇水による影響が危機的なものになることも懸念されている。

これまでに供給が可能とされた水道用水及び工業用水の水量は、毎秒約27立方メートルであるが、既往最大級の降雨の少ない年である平成６年において年間を通じて供給が可能な水量に換算すると毎秒約19立方メートルに相当している。

このようなことから、渇水に対する適正な安全性の確保のため計画的かつ機動的な改築・更新、用途間転用等によるダムやため池等の既存施設の有効活用を行うとともに、雨水利用、地下水利用、水の循環利用等の各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図るものとする。

(6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。

(7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。

早明浦ダムを擁し唯一の四国共通の水源である吉野川は、四国にとって、発展の要であり、命の水であるという共通認識のもと、吉野川から恩恵を享受している四県にとって吉野川がかけがえのない財産であることを基本理念に据えて、その恵みを未来に引き継ぐことが重要である。

吉野川水系における

水 資 源 開 発 基 本 計 画

説 明 資 料

平成１４年２月

目　次

説明資料(1)　都市用水各県別、各用途別需給想定一覧表　・・・・・・・・・2

説明資料(2)　農業用水各県別需給想定一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・4

吉野川水系における水資源開発基本計画説明資料(1)
都市用水各県別、各用途別需給想定一覧表

H22　需要	用途	水道用水				
	県名	徳島	香川	愛媛	高知	小計
総量		4.89	7.25	0.86	2.38	15.38
他水系依存量		0.33	3.38	0.05	1.65	5.41
吉野川水系依存量		4.56	3.87	0.81	0.73	9.97

H22　供給		用途	水道用水				
		事業名 ＼ 県名	徳島	香川	愛媛	高知	小計
開発水量	新規	—	–	–	–	–	–
		小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	既計画手当済み	早明浦ダム[注4]	2.57	3.87	0.23	0.73	7.40
		富郷ダム	–	–	0.52	–	0.52
		小計	2.57	3.87	0.75	0.73	7.92
	その他	柳瀬ダム	–	–	0.12	–	0.12
		小計	0.00	0.00	0.12	0.00	0.12
		小計	2.57	3.87	0.87	0.73	8.04
自流			0.71	–	–	–	0.71
地下水			1.36	–	–	–	1.36
合計			4.64	3.87	0.87	0.73	10.11

注1:水道用水及び工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
注2:水道用水の水量には簡易水道、専用水道の水量は含まれていない。
注3:徳島県の水量は徳島県の工業用水8.35m3/sのうち0.32m3/sを水道用水に振り向けた水量で表す。
注4:早明浦ダムの開発水量の一部は新宮ダム、柳瀬ダムと相まって開発されたものである。
注5:安定供給可能量(1／5)とは、近年の概ね5年に1回程度発生する降雨の少ない年でも、河川に対して
注6:H6時安定供給可能量とは、既往最大級の渇水であった平成6年の降雨状況を前提として、河川に対し
注7:安定供給可能量は一定の前提条件を与えた上でシミュレーションによって算出された値である。

(単位:m3/s)

工業用水					都市用水
徳島	香川	愛媛	高知	小計	合計
3.63	1.44	7.31	0.32	12.70	28.08
0.00	0.81	0	0.32	1.13	6.54
3.63	0.63	7.31	0.00	11.57	21.54

工業用水					都市用水	安定供給可能	H6時安定供給
徳島	香川	愛媛	高知	小計	合計		
–	–	–	–	–	–	–	–
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8.03	0.63	4.95	0.50	14.11	21.51		
–	–	1.48	–	1.48	2.00		
8.03	0.63	6.43	0.50	15.59	23.51	21.73	15.87
–	–	0.88	–	0.88	1.00		
0.00	0.00	0.88	0.00	0.88	1.00	1.00	1.00
8.03	0.63	7.31	0.50	16.47	24.51	22.73	16.87
–	–	–	–	0.00	0.71	0.71	0.71
–	–	–	–	0.00	1.36	1.36	1.36
8.03	0.63	7.31	0.50	16.47	26.58	24.80	18.94

ダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給することが可能な水量を算出。
てダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給することが可能な水量を算出。

吉野川水系における水資源開発基本計画説明資料(2)

農業用水各県別新規需給想定一覧表

(単位:m3/s)

H22までの新規需要	用途	農業用水				
	県名	徳島	香川	愛媛	高知	小計
新規需要想定		-	-	-	-	-

H22 供給		用途	農業用水				
		事業名 ＼ 県名	徳島	香川	愛媛	高知	小計
新規開発水量		―	-	-	-	-	-
		合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
開発水量	既計画手当済み	早明浦ダム(新宮ダム含む)	3.22	8.00	0.374	-	11.594
		富郷ダム	-	-	-	-	0.000
		小計	3.22	8.00	0.374	0.00	11.594
	その他	柳瀬ダム	-	-	-	-	0.000
		小計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計			3.22	8.00	0.37	0.00	11.59

注:農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。